

利用料金表 (2019年10月改定)

特養へ入所、あるいはショートステイをご利用の場合、以下のような費用がかかります。

食費および居住費は、所得によって以下の段階に分かれます。

1日にかかる食費および居住費(滞在費)		利用者 負担段階	負担限度額		合計
対象者			食費	居住費	
生活保護を受給されている方		第1段階	300	0	300
非市 課町 税村 世帯 民税	老齢福祉年金を受給されている方				
	合計所得金額と公的年金等収入額の 合計が年間80万円以下の方	第2段階	390	370	760
	上記の第2段階以外の方	第3段階	650	370	1,020
上記以外の方		第4段階	1,392	855	2,247

くすの木苑の食事代
(内訳)

朝食	383
昼食	555
夕食	454
1日計	1,392

* 利用者負担額を超えない額であれば、その金額となります。

※1 世帯が分かれている配偶者が市町村民税を課税されている場合は、減額の対象外となります。

※2 非課税であっても(※1を含む)預貯金等の資産が一定額を超える方は、減額の対象外となります。

(配偶者がいる方は合計2,000万円、配偶者がいない方は1,000万円)

特養利用料(原爆手帳をお持ちでない方)

※一定以上の所得がある方

1割負担						2割負担		
介護度	介護保険負担額 1割 1ヶ月(30日)	食費・居住費				介護度	介護保険負担額 2割 1ヶ月(30日)	2,247円/日
		300円/日	760円/日	1,020円/日	2,247円/日			
		1割負担金額+(食費+居住費)30日あたり						
1	21,733	30,733	44,533	52,333	89,143	1	43,466	110,876
2	23,994	32,994	46,794	54,594	91,404	2	47,987	115,397
3	26,320	35,320	49,120	56,920	93,730	3	52,639	120,049
4	28,579	37,579	51,379	59,179	95,989	4	57,158	124,568
5	30,806	39,806	53,606	61,406	98,216	5	61,611	129,021

* その他、療養食が必要な方は1日につき約19円が加算されます。

特養利用料(原爆手帳をお持ちの方)

介護度	介護保険負担額	食費+居住費(300)	食費+居住費(760)	食費+居住費(1,020)	食費+居住費(2,247)
		1ヶ月(30日)	1ヶ月(30日)	1ヶ月(30日)	1ヶ月(30日)
1~5	0	9,000	22,800	30,600	67,410

ショート利用料(1日) * 朝食、昼食、夕食を召し上げられた場合

1割負担						2割負担		
介護度	介護保険負担額 1割	食費・滞在費				介護度	介護保険負担額 2割	2,247円/日
		300円/日	760円/日	1,020円/日	2,247円/日			
		1割負担金額+(食費+居住費)						
要支援1	524	824	1,284	1,544	2,771	要支援1	1,047	3,294
要支援2	644	944	1,404	1,664	2,891	要支援2	1,287	3,534
1	704	1,004	1,464	1,724	2,951	1	1,408	3,655
2	780	1,080	1,540	1,800	3,027	2	1,560	3,807
3	858	1,158	1,618	1,878	3,105	3	1,716	3,963
4	935	1,235	1,695	1,955	3,182	4	1,870	4,117
5	1,009	1,309	1,769	2,029	3,256	5	2,017	4,264

* 原爆手帳をお持ちの方は食費と滞在費のみとなります。